福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業
令和８年度第２期（2028 年卒学生）募集　交付認定対象者募集要項

福島県内事業所へ就職する予定の方を対象に、貸与を受けている奨学金返還額の一部を助成する制度の支給認定対象者を募集します。

※本事業は、この要項に定めるもののほか、福島県補助金等の交付等に関する規則及び奨学金返還支援事業補助金交付要綱に基づき実施するものですので熟読のうえ、申請してください。

○ 本募集要項における用語の意義は以下のとおりです。

大　学　等：大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校専門課程

大 学 生 等：応募時点で大学等に在籍している学生

対象奨学金：独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金

県内事業所：福島県内に所在する本社、支社、支店、工場、事業所

定　　住：福島県内の市町村の住民基本台帳に記録され、かつ当該住所地を生活の根拠としていること

正 規 職 員：雇用期間の定めのない契約に基づき雇用され、同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等について同様に適用される雇用形態の者

１　募集対象者

応募時点で大学等に在籍し、次の①から③の全てに該当する方が募集の対象となります。

①　対象奨学金の貸与を受けている者

②　応募時点で次のいずれかに該当する者

ア　４年制大学の３年生

イ　６年制大学の５年生

ウ　短期大学に在籍し、次年度に卒業する者

エ　大学院修士課程に在籍し、次年度に修了する者

オ　大学院博士課程に在籍し、次年度に修了する者

カ　高等専門学校本科の４年生

キ　高等専門学校専攻科の１年生

ク　専修学校専門課程に在籍し、次年度に修了する者

③　２０２８年に大学等を卒業後、翌月１日から起算して、６箇月以内に県内事業所※に正規職員として就職し、５年以上福島県内で勤務・定住することを予定している者

※公務員は対象外

２　募集人数

５５名程度

※募集人数を超える応募があった場合、選考の結果、認定を受けられないことがございます。

３　募集期間等

（１）募集期間

令和８年１１月２日（月）～令和９年２月１２日（金）（必着）

（２）結果通知

令和９年３月（予定）

４　応募方法

次の書類を郵送又は持参又はメールにより提出してください。なお、メールで提出する際は、件名を「奨学金返還支援事業交付対象者認定申請」とし、本事業に係る申請である旨が分かるようにしてください。

（１）奨学金返還支援事業交付対象者認定申請書（第１－１号様式）

（２）応募理由書（第２号様式）

※別添の「応募理由書記載要領」を参考に、“福島県に就職を希望する理由”や“自分が希望する産業分野に就職した後に叶えたい目標”などが分かるように作成してください。応募理由書から上記の内容が十分に読み取れない場合は、交付対象者として認定されない場合があります。

（３）奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書（第３号様式）

（４）在籍している大学等の学業成績証明書の写し

① 大学生、短期大学生、高等専門学校本科生、専修学校専門科生は前年次までのもの（短期大学生、専修学校専門科生のうち応募時点で１年生の場合は、1年前期のもの）

② 大学院生は学部在籍時及び大学院修士課程・博士課程のもの

※学部時代の成績証明書も忘れずに提出してください

③ 高等専門学校専攻科生は本科在籍時及び専攻科のもの

（５）対象奨学金の貸与に関する証明書類

奨学金**貸与証明書**の写し※

※ 奨学生証とは別に(独)日本学生支援機構が発行するもの。

なお、応募に係る経費は全て応募者の負担となります。また、必要に応じて書類の追加提出を求める場合があります。

５　審査

提出された応募書類に基づき、応募の理由、就職を希望する産業や就職を希望する企業の本社所在地などについて総合的に審査し、選考のうえ交付対象者を認定し、その結果を文書にて通知します。

６　交付対象者の認定～補助金支払いまでの流れ

審査の結果、交付対象者の認定を受けた方は、補助金の交付を受けるまでの間、毎年５月１０日までに、状況報告書（第８－１号様式）を提出することになります。

また、２０２８年に大学等卒業後、翌月１日から起算して、６箇月以内に対象となる産

業の企業に正規職員として就職し、原則として５年以上福島県内で勤務・定住することが必要です。

これらの要件を満たした場合、２箇月以内に補助金交付申請書兼実績報告書（第９号様式）を提出していただきます。県は、これに基づき補助金をお支払いします。

詳しくは、補助金交付要綱をご確認ください。

７　補助金額

貸与を受けた対象奨学金のうち、大学、大学院、高等専門学校専攻科在学生の場合は、卒業又は修了前２年間の貸与額（２４箇月分）に相当する額。短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程在学生の場合は、卒業又は修了までの１年間の貸与額（１２箇月分）に相当する額。ただし、第二種奨学金の利子分は対象としません。なお、以下を上限額とします。

①	大学在学時の奨学金の場合	1,536,000 円（月額 64,000 円）
②	短期大学 高等専門学校 専修学校専門課程　在学時の奨学金の場合	720,000 円（月額 60,000 円）
③	大学院修士課程在学時の奨学金の場合	2,112,000 円（月額 88,000 円）
④	大学院博士課程在学時の奨学金の場合	2,928,000 円(月額 122,000 円)
⑤	高等専門学校専攻科在学時の奨学金の場合	1,440,000 円（月額 60,000 円）

※補助金は県から（独）日本学生支援機構へ支払います。ただし、補助金額が、交付対象者が返還する奨学金の残額を上回る場合、その差額は交付対象者へ支払います。

８　その他

（１）交付対象者の認定を受けた後、認定内容から変更等が生じたときは、速やかに奨学金返還支援事業交付対象者認定変更（廃止）申請書（第６号様式）を提出してください。

（２）福島県以外の自治体等が行う奨学金の返還を支援する事業と重複して、本補助金の交付を受けることはできません。

（３）よくある質問をまとめたＱ＆Ａを福島県雇用労政課のホームページに掲載しておりますので、適宜参照ください。

URL：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shougakukin-fukushima.html

（４）交付対象者の認定を受けても、次のいずれかに該当した場合は、取り消されることとなりますので、御留意ください。

① 対象奨学金の返還が全額免除された場合

② 対象奨学金の貸与を取り消された又は辞退した場合

③ 交付対象者を辞退する場合

④ 大学生等が、大学等を退学した場合

⑤ 大学生等が、病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、修業年限以内に卒

業又は修了できなかった場合

⑥ 大学生等が、病気、けが、就職先の企業の都合等やむを得ない事情がある場合を除き、大学等を卒業又は修了後、翌月１日から起算して、６箇月以内に対象企業の県内事業所に正規職員として就職しなかった場合

⑦ 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、自己都合により離職し、６箇月を超えて対象企業の県内事業所に正規職員として就職しなかった場合

⑧ 福島県暴力団排除条例（平成２３年福島県条例第５１号）に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当した場合

⑨ 補助金の交付を受ける前に、離職期間が通算で１２箇月を超えた場合

⑩ 最初に就職した日から起算して、１２０箇月を超えた場合

⑪ 正当な理由なく、毎年の状況報告書の提出がなかった場合

⑫ 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

⑬ その他、福島県補助金等の交付等に関する規則及び補助金交付要綱、並びにこの要項に違反する行為があった場合

９　応募・問い合わせ先

福島県　商工労働部　雇用労政課　（担当：塚田）

〒９６０－８６７０　福島県福島市杉妻町２－１６

電話：０２４－５２１－７２９０　ＦＡＸ：０２４－５２１－７９３１

E-mail：shogakukin_shien@pref.fukushima.lg.jp